

男女共同参画推進サポーターを募集しています！



男女共同参画とは、性別に関わりなく個性や能力を發揮し、自分らしく、充実した生活を送ることです。それは、男女ともが同じように権利を持つと同時に、責任も同じように持つことでもあります。誰もがこういう思いをもって行動していくことで、男女が平等に人として大切にされるふるさつをつくり上げることができます。

県では、県民の皆さんと共に男女共同参画を進めていくために、県民の皆さんと県との橋渡しを行うとともに、男女共同参画社会づくりに関する活動をしていただく「男女共同参画推進サポーター」を募集しています。

サポーターの特典

○サポーターとして活動する際に、岐阜県女性の活躍支援センター・男女共同参画プラザ セミナー室等（ふれあい福寿会館内）を利用できます。

（要予約 058-214-6431 ※利用前日の16時まで）

○男女共同参画社会づくりの活動に役立つ情報をお届けします。

○県が行う「男女共同参画」・「女性の活躍推進」・「仕事と家庭の両立」等に関する講座や研修をご案内します。

セミナー室40席



対象

男女共同参画を進めることに熱意をお持ちで、下記要件を満たす個人・団体であれば、どなたでも登録いただけます。

- 1 県が推進する男女共同参画社会づくりに賛同いただけること
- 2 県内で男女共同参画社会づくりのための活動を行うこと
- 3 サポーターの活動において営利を目的としないこと
- 4 特定の宗教を布教する活動、または特定の政党・政策を支援する活動を目的としないこと
- 5 暴力団に関与していないこと



役割

- ・男女共同参画社会づくりに関する取組みを行い、男女共同参画の大切さを周りの方（法人その他の団体にあつては、構成員・社員等を含む。）に広く伝える。
- ・男女共同参画関連のイベントや講演会、サポーター交流会に参加する。
- ・前年度の活動報告及び県に対する男女共同参画に係る提言を毎年6月末までに行う。

※活動に係る経費について、県は負担しません。

申込方法

- ・裏面の「登録申込書」を郵送、FAX、メールのいずれかでお送りください。なお、団体の場合は、組織や活動内容がわかる書類を添付してください。
 - ・登録申込書（様式）は、次のアドレスからも入手できます。
http://www.pref.gifu.lg.jp/kodomo/kekkon/danjo/danjokyodo/c11234/index_19729.html
 - ・当課に到着後1か月程度で「サポーター登録済通知書」を送ります。
- ※住所、氏名、連絡先に変更が生じた場合は、下記へご連絡ください。
※サポーターとして、ふさわしくない行為が行われたときは、登録を取り消すことがあります。

申込・問合せ先

岐阜県健康福祉部 子ども・女性局 女性の活躍推進課 男女共同参画係
〈電話〉 058-272-8236 〈FAX〉 058-278-2611
〈郵送〉 〒500-8570 岐阜市藪田南2-1-1（所在地は省略可）
〈メール〉 c11234@pref.gifu.lg.jp